

特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンと称する。英文では、Peace Winds Japanと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県神石高原町に置く。
2 この法人は、前項に定める事務所のほか従たる事務所を下記に置く。

- (1) 東京都渋谷区
- (2) 広島県神石高原町
- (3) 佐賀県佐賀市
- (4) 愛媛県上島町
- (5) 島根県海士町

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生命の尊厳が守られ、だれもが安心して豊かな生活を享受できるよう、国内外の諸問題の解決に積極的に貢献するとともに、市民や民間組織が公益の実現により大きな役割を担う社会の構築に取り組むことを、その目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 緊急人道支援、及び復興・開発支援（フェアトレード等の収益事業を含む）事業
 - ② まちづくりを推進し、地域社会の活力を高める事業や、環境保全・防災等に船を活用するための船舶管理事業
 - ③ 人と動物の共生をめざす動物愛護事業
 - ④ 社会のさまざまな制度やシステム、ロジスティックスに関する調査研究・改善事業
 - ⑤ 活動に関連する情報の発信及びアドボカシー事業
 - ⑥ 前号の各事業を行うための資金調達事業
 - ⑦ 上記の活動を行う団体への助成金支給事業や子どもに対する奨学金支給事業、関連する団体への労働者派遣事業
 - ⑧ その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品の販売事業
 - ② 広告募集事業
 - ③ 損害保険代理事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
 - (2) その他の会員 別の規則において定めた会員

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 正会員として入会しようとする者は、入会申込書（入会の意思表示が確認できるものであれば様式は問わない）により代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面、ファックス、又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、別途規則に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

- 第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上12人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事の中から、代表理事を1人以上2人以下置く。また、副代表理事を1人以上2人以下置く。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は総会において選任する。
- 2 代表理事、副代表理事は、理事会において理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の過半数の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為が認められるとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人は事務局を置く。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 この法人は、総会で議決権を行使することができる正会員を定めるため、総会日より14日前以降の入会者については、正会員の取り扱いをしない。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、ファックス、又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開催できない。ただし、第23条(1)から(3)の各号のいずれかについて議決するときは、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、その限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面、ファックス又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファックス又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面、ファックス又は電磁的方法表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、ファックス又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (2) 役員の職務及び報酬
 - (3) 入会金及び会費の額
 - (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (5) 事務局の組織及び運営
 - (6) 総会に付議すべき事項
 - (7) その他、この法人の運営に関する必要な事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、ファックス又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名したものがこれにあたる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はその限りでない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファックス又は電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、ファックス又は電磁的方法表決者において

- は、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、出席した正会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の本部内、この法人のホームページ及び官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の実施について必要な細則は理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は第11条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。
代表理事 石橋勝
副代表理事 森垣繁
理事 城戸啓子、木村町子、三宅登志子、篠原静枝、西川千夏子、大西健丞、石橋桂
監事 田中新吾
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第13条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2000年の通常総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第37条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2000年1月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第38条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

施行： 1999年10月18日
改訂： 2000年4月18日
改訂： 2001年12月6日

改訂： 2002年8月20日
改訂： 2006年9月15日
改訂： 2007年1月11日
改訂： 2009年5月1日
改訂： 2009年10月31日
改訂： 2011年1月21日
改訂： 2011年7月22日
改訂： 2011年9月4日
改訂： 2012年4月17日
改訂： 2012年8月9日
改訂： 2013年4月17日
改訂： 2013年11月7日
改訂： 2014年4月9日
改訂： 2015年4月22日
改訂： 2015年12月1日
改訂： 2016年4月21日
改訂： 2017年4月19日
改訂： 2017年10月13日
改訂： 2018年6月13日
改訂： 2019年4月15日
改訂： 2021年7月16日
改訂： 2023年7月5日
改訂： 2023年11月30日
改訂： 2024年4月22日
改訂： 2026年*月**日(所轄庁認定日)

2026年度事業計画書

2026年2月1日から2027年1月31日まで
特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン

1 事業実施の方針

ピースウィンズは2025年度、米国トランプ政権の対外援助政策の転換により、イラク事業、国内防災事業などの資金が突如打ち切れ、財務面で大きな困難に直面した。一方で、保護犬・保護猫事業を中心に会費収入は着実に増加し、国内外で10件の災害に出動するなど緊急事態にも積極的に対応した。

2026年度も資金調達には厳しい環境が想定されるが、収支の均衡を実現するとともに、社会課題の解決に積極的に貢献する姿勢を内外に示し、期待と共感を集め続けることが肝要である。コストの無駄を省きつつ、成長性のある事業には重点的に投資するなど、メリハリのある事業運営により注力する必要がある。

海外では、助成資金の獲得には引き続き困難が予想され、米国・韓国・台湾の姉妹団体と連携した新たな資金源の開拓が重要性を増している。今後とも災害や紛争などの緊急事態への積極的な対応を通じてピースウィンズの存在感を示すとともに、既存の枠組みにとらわれない事業の構築が急がれる。

国内の災害支援では、協定締結先の自治体が広がりを見せるなど、ピースウィンズへの期待が確実に高まっている。複数の被災地に同時展開できる体制の構築に向け、他団体やロスター登録メンバーとの連携にもより注力する必要がある。災害医療支援船Power of Changeの整備を進めるとともに、平時活用の取り組みを強化し、外部資金の調達によりロジスティクスの維持コストをまかなう。

犬保護事業では、殺処分が残る四国や九州での保護活動に引き続き注力し、「殺処分ゼロ」を全国に波及させる取り組みを加速させる。犬の収容頭数は着実に減少しているものの、高齢化が著しく、フード代や医療費の増加につながっている。特にシニア期を迎えた犬の譲渡促進に努めるとともに、シェルター内の医療体制の充実を図る。猫保護事業では、保護団体や個人ボランティアを対象とした医療サポートを拡大させるほか、移動手術車を活用し、飼い主がいない猫の繁殖防止に向けた支援の仕組みを構築する。

防災、過疎地医療、産業・地域振興、教育・子ども支援、芸術などの分野でも、課題解決に向け、持続可能な事業モデルの構築に引き続き取り組む。

広報・資金調達面では、引き続きマンスリーサポーターや遺贈寄付の増加のための広告施策を軸に、より安定的な自己財源の確保に努める。インフレが進み、広告市場環境も大きく変化していることから、費用対効果を見きわめ、メリハリをつけて施策を展開する。動画、ホームページ、SNS等のあらゆるチャネルを通じた情報発信の質を強化し、各事業の成果を広く伝えるとともに、さまざまな課題への関心と団体への信頼を喚起する。

2 事業の実施に関する事項

- (1) 特定非営利活動に係る事業 別表参照
- (2) その他の事業 なし

(1) 特定非営利活動に係る事業 (2026年事業計画)						
事業名	事業内容	実施期間	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
(1)緊急人道支援、及び復興・開発支援(フェアトレード等の収益事業を含む)事業						
	【イラク事業】 大きく破壊されたニネワ州の帰還民地域にて、水衛生や生計などの分野の支援を通じて帰還民の生活環境を改善する。不安定な治安状況に鑑み、新たな緊急人道支援にも備える。	通年	ニネワ州	3名	帰還民 1,100人	19,590
	【モンゴル事業】 貧困や親の育児放棄などの事情で、養護施設「ヴェルビストケアセンター(VCC)」に保護され生活している子どもたちへの支援を継続する。	通年	ウランバートル市	0名	子ども35人	328
	【アフガニスタン事業】 経済・社会が不安定なアフガニスタンにて、ナンガルハル県での食糧支援と養鶏支援を継続して実施し、緊急および長期的な食糧アクセス改善を図る。	通年	ナンガルハル県	5名	地域住民： 320世帯（ 2,240人）	26,015
	【東ティモール事業】 レテフォホ郡およびハトゥリア郡での活動を継続・強化する。昨年度の豊作から収穫量の減少が見込まれるものの、生産者と連携した指導と工程管理により高い品質を維持する。カフェは従来拠点を改築のうえ再移転し、ディリを象徴する空間づくりを進めるとともに、品質とサービスの向上を通じて顧客満足度とブランド価値の一層の向上を目指す。	通年	エルメラ県 ディリ市	2名	地域住民； 602世帯（約 4,000人）	26,146
	【フェアトレード事業】 海外事業、ワンコ、ニャンコの寄付付き商品の整理と拡充し、オンラインショップの見やすさ、使いやすさのさらなる改善を行う。「東ティモール コーヒー」の検索での常に5位以内を目指し、引き続きSEO対策を行う。	通年	日本	4名	一般市民 不特定多数	121,370
	【南スーダン事業】 洪水や武力衝突の長期化、スーダン危機の影響により、国内避難民や帰還民、難民の流入が続いている。北バハル・エル・ガザル州では、脆弱な状況下にある人びとを対象に保健・給水衛生環境を改善し、疾病予防と地域のレジリエンス強化を図る。あわせて、中央エクアトリア州のゴロム難民居住地区において、給水衛生・保健医療支援を通じ、難民とホストコミュニティの健康リスク軽減に取り組む。	通年	北バハル・エル・ガザル州 中央エクアトリア州	5名	国内避難民 帰還民 難民 ホストコミュニティ 81,460人	68,499
	【スリランカ事業】 トリンコマリ県で化学肥料や農業に依存しない・持続可能な循環型農業の普及を継続する。安価で入手可能な地元の天然資材を使用した堆肥や液肥の作り方や基本的な農業技術の指導、会計トレーニングを農家に実施する。また前年11月に発生したサイクロンの被災者に対して緊急支援を行っていく。	通年	トリンコマリ県	5名	地域住民 4,890世帯	43,910
	【ケニア事業】 トゥルカナ郡とガリッサ郡において、水衛生、シェルター、ロジスティクス分野での難民人道支援を、支援が不可欠な人々を対象を絞った方法で継続すると同時に、難民、ホスト社会の自立発展、統合を目指した事業を、現地政府、国連機関、市民社会組織、民間セクターとの連携を強化しながら実施する。さらに感染症対策、栄養と農業、生計向上、ジェンダー分野の統合を進めるための資金獲得も目指す。トゥルカナ郡で展開する複数年事業3年次の循環型社会を目指した固形廃棄物管理事業、また農業インフラ整備支援も引き続きおこなう。	通年	ガリッサ郡 トゥルカナ郡	6名	難民および地域住民約79万人	554,368

(1) 特定非営利活動に係る事業 (2026年事業計画)						
事業名	事業内容	実施期間	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
	<p>【シリア事業】</p> <p>子どもや保護者に対する、心理社会的支援および暴力防止ワークショップの実施、生活再建支援を継続する。また、戦闘によって破壊されたシリア国内の学校の水・衛生設備の改修と衛生啓発活動を通じて子どもを取り巻く劣悪な水・衛生環境の改善に取り組む。</p>	1-2月、8月以降	シリア国内	6名	国内避難民 帰還民 地域住民 4,361人	29,411
	<p>【ミャンマー・タイ事業】</p> <p>カレンニー州において国内避難民・ホストコミュニティを対象に給水支援、また現地の農家へのコメの増産を目的とした農業研修を実施する。北西部チン州では、現地の保健施設の衛生状況を改善するためトイレ建設を行う。ザガイン地域・チン州・シャン州ではまた、戦闘や経済破綻の影響を受けた国内避難民への食料・物資配付を実施し、カレン州では、学校衛生改善支援としてトイレ建設・衛生用品の配付と衛生普及活動を行う。</p> <p>ミャンマーからの避難民が流入するタイでは、避難民キャンプ外で支援の届きにくい人々への食料配付を行う。避難民が多い地域で母子支援ボランティアを育成し、育児相談、権利保護、タイ語教育などのワークショップや、家庭訪問を実施する。また、ミャンマー避難民の子どもが通う移民学校の子どもに食料・文房具やタイ語教材を配付、学校への浄水器設置を行い、衛生環境の改善に寄与する。</p>	通年	ミャンマー： ザガイン地域 チン州 カレン州 カレンニー州 シャン州 タイ： ターク県 カンチャナブリ県	9名	ミャンマー： 国内避難民 ホストコミュニティ 124,195人 タイ： 避難民 16,188人	553,808
	<p>【パレスチナ事業】</p> <p>ガザ地区を対象に、食料、生活必需品の配付、および安全な飲料水の確保や衛生環境の改善を目的とした水・衛生支援を実施する。また、脱炭素技術（太陽光パネル、蓄電池など）の導入による教育環境の改善、教育機会と活動の拡充ならびに質の向上を目指した教育支援を実施する。</p>	通年	ガザ地区	5名	地域住民： 21,200世帯（ 127,200人） 生徒および職員： 1,844人	206,118
	<p>【ハイチ事業】</p> <p>南県の漁業グループに対して、漁や魚加工に必要な備品などの整備を継続する。マーケティングや会計能力、グループの組織能力などを強化し、漁業グループが継続して生計を向上させ、地域の経済活動に貢献できるようになることを目指す。</p>	4月末までを予定	南県レカイ市バリックス村	4名	バリックス村 人口約800人	225
	<p>【ウガンダ事業】</p> <p>チャカII難民居住地区で難民とホストコミュニティの農業活動を継続する。農業組合による共同販売活動の拡大、新たに建設される農作物加工施設の活用によって収入拡大化を目指す。ジェンダーに基づく暴力（GBV）支援の一環として、難民とホストコミュニティの女性たちを対象に、縫製技術のうち特に縫製品品質管理・マーケティング技術向上に焦点を置いた支援を開始する。北部から南西部にかけての5県では、現地政府、現地NGO、国際支援機関、民間企業と連携を取りながら、難民およびホストコミュニティの女性と女兒などへのGBVを防ぎ、収入機会を拡大するためのトレーニングを継続する。</p>	通年	アジュマニ県、 ユンベ県、マ ディオコロ県、 チェゲグワ県、 イシンジロ県	5名	難民&ホスト コミュニティ 174,808人	272,333

(1) 特定非営利活動に係る事業 (2026年事業計画)

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
	<p>【バングラデシュ事業】</p> <p>約100万人のロヒンギャ難民を受け入れるコックスバザール県において、難民およびキャンプ周辺のホストコミュニティを対象に、保健医療・衛生分野の支援を実施する。地域保健人材の活動を通じた健康増進・感染予防行動の促進に加え、ソーラーライトの設置により、夜間の安全確保および保健サービスへのアクセス改善を図る。</p>	通年	コックスバザール県	5名	難民及びホストコミュニティ 14,651人	29,518
	<p>【モザンビーク事業】</p> <p>カーボデルガード州の州都ペンバ市の保健センターに初期救急診療拠点を整備し、医療従事者や施設関係者への研修を通じて救急診療体制を強化する。併せて、地域住民による応急対応や早期受診を促進し、医療アクセスの改善を図る。また、同州を含む複数州で武装勢力の影響による複合災害に対応した水・衛生および公衆衛生分野の緊急支援、モシンボアダプライア郡では女性参画による生計多様化と自立支援を通じて地域のレジリエンス向上に貢献する。</p>	通年	カーボ・デルガード州	5名	国内避難民および地域住民 83,091人	75,691
	<p>【インドネシア事業】</p> <p>スマトラ島の洪水被害に対応し、緊急物資配付事業を実施する。アチェ州や北スマトラ州を対象に、現地提携団体と連携し、水、衛生キット、マットレス、ブランケット、がれき・泥砂除去キットなどの緊急支援物資を被災世帯へ配付する。浸水や交通寸断により支援が届きにくい地域を優先し、被災者の最低限の生活環境の早期確保を目指す。</p>	通年	スマトラ島アチェ州、北スマトラ州	6名	被災者約 4,000人	19,484
	<p>【パラオ事業】</p> <p>離島を含むパラオ全土で検診を展開するとともに住民の食生活改善のためにコミュニティにおける野菜栽培や料理教室などの啓発活動を実施する。また、慢性的な現地の医療人材不足に寄与するために、医療関係者の人材育成や、国立病院への医療従事者の派遣を行い、特に遠隔診療・読影、集中治療の分野での現地医療体制強化に貢献する。さらに、病院船は定期便として離島の島民や物資のアクセスの向上に貢献するだけでなく、他NGOと環境保全事業を展開するなど、より多目的に且つ国際的に事業を展開していく。加えてパラオ・大洋州の災害や緊急時への対応に備え、国連含む国内外の他機関と連携をより強化する。</p>	通年	パラオ国全土	15名	パラオ国人口 約18,000人	227,737
	<p>【ウクライナ事業】</p> <p>不安定な情勢が続く前線近くで暮らす高齢者や障害のある国内避難民が、安心して尊厳ある生活を送るため、避難所の環境改善や保護支援を行う。あわせて、長期化する戦争による人材不足に対応するため、退役者や家族を失った女性、若者などを対象に実践的な職業訓練を実施していく。さらに、停戦・終戦後を見据え、ウクライナの復興に必要なインフラ整備やエネルギー効率化の分野で、ウクライナ進出を目指す日本企業を後押しする予定である。</p>	通年	キーウ州 チェルニヒウ州 ジトーミル州 ドニプロペトロ ウスク州	9名	国内避難民 地域住民 約50,000人	117,398

(1) 特定非営利活動に係る事業 (2026年事業計画)						
事業名	事業内容	実施期間	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
	<p>【トルコ事業】</p> <p>地震の発生リスクが高いデズジェ市にて防災事業(小学生対象の防災意識向上プログラム、教員への災害時の捜索・救助訓練、地域住民への地域防災力強化セッション)を実施する</p>	通年	アンカラ県	2名	学校生徒500人、教員50人	0
	<p>【ブルキナファソ事業】</p> <p>B型肝炎患者支援の一環として、B型肝炎患者の受検、受診、受療を目指した啓発および検査体制支援として肝炎コーディネーター研修支援を行う。</p>	通年	ワガドゥグー、ボボディウラッソ	3名	B型肝炎フォローアップ患者数2200人	0
	<p>【米国：ハワイ事業】</p> <p>マウイ島の地元コミュニティと連携し、市民団体を通じて子どもや高齢者、コミュニティ支援を実施する。</p>	通年	ハワイ州マウイ島	1名	地域住民不特定多数	129,950
	<p>【台湾事業】</p> <p>地震や洪水など自然災害の多いコミュニティに対し、支援や能力強化を継続することにより、地震や水害などの災害に強い社会を構築を目指す。</p>	通年	台湾全土	1名	被災コミュニティ	30,505
	<p>【ベトナム事業】</p> <p>北西部のイエンバイ省の学校支援を企画し、訪問しての調査や寄宿舎の新築する。</p>	通年	イエンバイ省(その後ラオカイ省に名称変更)	4名	肝炎検査232名	33,805
	<p>【フィリピン事業】</p> <p>引き続き2025年11月初頭の台風25号・26号の被害が特に甚大であったタリサイ市およびバランバン市を対象に衛生キット・寝具キット・修繕キットを配付し、最低限の生活環境の確保を図る。新たな災害があれば対応を検討する。</p>	～2月	フィリピン・セブ州	7名	1,455世帯	8,634
	<p>【東日本大震災被災者支援】</p> <p>宮城県南三陸町の交流拠点(晴谷驛)の地元団体への貸し出しを継続し、高齢者支援をサポートする。</p>	通年	宮城県南三陸町	1名	福島県の被災者・一般市民南三陸町民	8,550
	<p>【能登半島地震被災者支援】</p> <p>能登半島地震で被災した石川県珠洲市で、市の委託を受け、看護師らによる健康相談や要配慮者の見守り活動を継続する。子どもの遊びや住民の交流の拠点として開設した「すずっこひろば」の運営を継続し、珠洲市の内外の団体とも協力して各種イベントを開催する。</p>	通年	石川県珠洲市など	8名	被災者一般市民	53,649
	<p>【空飛ぶ捜索医療団(ARROWS)事業】</p> <p>国内外で発生する大災害に備え、フィールドホスピタルの展開や災害医療支援船を活用した定期訓練を継続することで、即応体制を維持する。公的機関の訓練への参加を継続し、存在を広報するとともに関係構築を進める。</p> <p>刷新した登録隊員制度による新たな訓練プログラムの拡充を進め、中長期かつ大規模な支援を可能にする体制を整備するとともに、それを支えるファンドレイジングにも力を入れる。</p> <p>また、地域防災力強化の活動をARROWS事業の一つとして組み入れ、災害支援協定を結ぶ自治体を中心に、防災啓発イベントの開催、被災地域への視察研修、講演会や研修会などを通じ、災害に強い地域コミュニティづくりのサポートを継続する。近隣諸国とも防災・減災の知見を互いに共有することを見据えて活動する。</p>	通年	広島県神石高原町 高知県 徳島県 倉敷市 東京都 北海道 白糠町、鶴居村、標茶町、弟子屈町、浜中町、厚岸町、釧路町 沖縄県 宮古島市、石垣市、竹富町 被災地など	50名	被災者一般市民 医療従事者 介護従事者 災害対応従事者	194,342

(1) 特定非営利活動に係る事業 (2026年事業計画)						
事業名	事業内容	実施期間	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
	【新規事業】 国内外で発生する紛争、地震・津波などの自然災害に対応し、捜索・救助や医療支援、物資配布などの緊急支援に取り組む。	通年	被災地	発災規模により変動	被災者 一般市民	72,300
(2) まちづくりを推進し、地域社会の活力を高める事業や、環境保全・防災等に船を活用するための船舶管理事業						
	【地域創生事業】 広島県神石高原町で、特産品販売店「マルクトプラッツ」の運営委託等を通じて神石高原ティアガルテンのサポートを継続する。 ネパールの農業生産者への技術指導の一環として、神石高原町に招いて研修の機会を提供する。	通年	広島県神石高原町、ネパール	6名	地域住民 不特定多数	20,324
	【佐賀事業】 伝統工芸の振興支援事業「ピースクラフツSAGA」では、工芸事業者を対象とした助成事業や常設ショップでの委託販売などに引き続き取り組む。ふるさと納税の返礼品を工芸以外の佐賀の特産品にも拡大し、寄付の増加を通じて支援の拡充を図る。	通年	佐賀県	4名	地域住民 不特定多数	45,240
	【現代アート事業】 愛媛県上島町の豊島や、沖縄の石垣島などを舞台に、アーティストやキュレーター、音楽家と連携したプロジェクトや、選抜した若手のアーティストを対象としたスカラシップ事業を継続する。また、収蔵する現代アートの図書・資料のオンライン公開に向けてデータベースを構築する。 NPO法人現代アートプラットフォームと協力し、引き続き豊島で、ゲルハルト・リヒター作品「14枚のガラス／豊島」を期間限定で一般公開する。	通年	愛媛県上島町 沖縄県石垣市など	3名	一般市民	62,016
	【教育事業(ピースワラベ)】 児童養護施設で暮らす子どもたちの教育・体験格差の解消を目的に、大学生・社会人サポーターが1年間伴走するJUMPを軸に、国内外研修プログラムSIAで異文化体験とリーダーシップ育成、継続的メンタリングを実施し、併せて被災地の子どもへ体験型イベント等の災害子ども支援を行う。	通年	日本、韓国	3名	児童養護施設に通う子ども、離島の子ども、大学生	88,430
	【海士町事業】 引き続き町と連携した災害支援拠点の整備を進める。「あままる基金」を通じた地元企業・団体サポートや、イベントへの協力・参加を続けるほか、未利用魚を活用したペットフードづくりの支援、医療や観光分野での地域貢献にも継続して取り組む。	通年	島根県海士町	5名	地域住民 不特定多数	46,395
	【船舶管理事業】 環境保全、防災等を目的とした調査事業に外部企業と連携して参加し、船舶管理業務を担う。	通年	日本周辺	12名	一般市民	0
	【地域医療事業】 平時に町立病院、へき地診療所、福山南病院など地域医療への関与を継続し、人材不足を補う。また、神石ケアネットワーク等を活用した医療・福祉・行政の連携強化、健康・生きがい支援、地域資源を活かした支え合いの促進に取り組み、そこで得た知見を災害時に活かす体制の構築にも努める。	通年	広島県神石高原町など	4名	地域住民 不特定多数	4,649

(1) 特定非営利活動に係る事業 (2026年事業計画)						
事業名	事業内容	実施期間	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
(3) 人と動物の共生をめざす動物愛護事業						
	【犬保護事業】 広島県や徳島県での犬の「殺処分ゼロ」を維持しつつ、他県でも自治体や保護団体との連携を強め、積み重ねてきた保護・譲渡活動のノウハウを全国に波及させることを目指す。譲渡を促進することでシェルターの収容頭数を減少させ、よりゆとりのある飼育環境を整えるとともに、看護・介護、トレーニングなどの各分野で専門性をもった人材の育成に努め、高齢化する保護犬の生活の質を向上させる。保護犬の魅力伝える情報発信にも引き続き尽力する。受刑者による保護犬トレーニングプログラムでは、刑務所内での本格的な飼育の開始をサポートする。	通年	日本	185名	一般市民	1,770,691
	【保護猫支援事業】 保護猫の譲渡を促進し、殺処分を減らすために、保護猫活動を行う団体や個人ボランティアの支援に取り組む。 ①家族を募集する保護猫を対象に、医療費の支援を行い、譲渡促進につなげる仕組みを構築する。 ②譲渡会など、譲渡促進につながるイベントを開催する。 ③西東京市や佐賀県の行政、獣医師会と連携し、高齢者のペット問題など社会課題の解決のための仕組みを構築する。 ④避妊去勢手術を行う手術車を活用し、飼い主のいない猫の繁殖防止支援の仕組みを構築する。	通年	東京都西東京市、佐賀県など	5名	一般市民	128,137
	【馬保護事業】 福島県で活動するNPO法人相馬救援隊と引き続き連携し、保護した引退競走馬に質の高いトレーニングを施して、乗馬体験イベントなどで馬たちの活躍の場を広げる活動を継続する。	通年	福島県浪江町	1名	一般市民	7,822
(4) 社会のさまざまな制度やシステム、ロジスティックスに関する調査研究・改善事業						
	【連携構築事業】 国内外における支援事業の展開に加え、NGOの活動基盤を強化するための仕組みづくりや改善に努める。航空機や船舶を含め、ロジ能力の強化を図るとともに、関連団体・企業との連携を重視し、事業計画の策定、人材交流、資金調達面の相互協力などを、組織の枠を超えて検討する。シンクタンクとの連携による政策提言等にも力を入れる。	通年	日本	30名	一般市民	609,274
(5) 活動に関連する情報の発信及びアドボカシー事業						
(6) 前号の各事業を行うための資金調達事業						
	既存の定期刊行物を引き続き作成しつつ、19万人のメルマガ会員及び87万人SNSフォロワーに対し、より支援者の関心度に密着した発信を通じて、支援者とのコミュニケーション強化及び新規支援者の募集に繋げる。オンラインでのサポーター獲得が飽和傾向にあるため、既存のオンライン施策に加え、F2F(対面コミュニケーション)、テレマーケティング、イベント開催など、より直接的な接点創出と対話を通じたサポーター獲得及びエンゲージメント強化に特に注力する。	通年	日本	40名	一般市民 不特定多数	235,154

(1) 特定非営利活動に係る事業 (2026年事業計画)						
事業名	事業内容	実施期間	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
	<p>YOUTUBEを中心とするオンラインメディア及びSNSの発信体制を効率化し、すべてのチャンネルにおける情報発信の質を上げる。また、オンラインマーケティングにおける単価上昇と効率性低下が進むなか、AIが資金調達に与える影響も急速に高まっていることを踏まえ、従来のSEO対策中心の考え方からAIロジックを前提とした導線設計へ移行するとともに、既存支援者との長期的な関係構築を最重要課題とし、継続的な感謝の表明や活動報告を通じて、支援者のエンゲージメント維持と退会防止に全力を尽くす。</p> <p>資金調達においては、寄付会員が計10万人以上に達することを目指して安定した事業活動ができるようにする。また、新しい寄付募金ツールとして企業版ふるさと納税、企業連携及び遺贈寄付の新規案件発掘に注力し、特定の寄付募金ツールに頼らず多様化を図る。特にARROWS事業と連動した企業版ふるさと納税の活用に期待が大きい。オンラインでの具体的な接点創出を通じて、高額寄付や企業連携における具体的な案件形成を積極的に推進する。</p> <p>ピースワンコ事業では、既存の個人のふるさと納税を引き続き資金調達の柱としつつ、遺贈寄付及び企業版ふるさと納税の募集に力を入れる。高額寄付者に限らず、すべての支援者に対し、個別のニーズに合わせたきめ細やかなコミュニケーション機会の創出と深化を図る。また、会員の継続的なエンゲージメントを高めるための施策を強化し、退会防止に積極的に取り組む。</p> <p>従来通り年3回のダイレクトメールを既存の支援者に送って寄付を呼びかけるほか、大規模災害などの緊急時にはインターネットの募金サイトなどを有効に活用し、幅広く支援を募る。ネット上の誹謗中傷対策にも注力する。新規事業のピースワンコ事業及びピースワラベ事業の会員募集を進めて事業収入の早期安定化を目指す。</p>					
(7) 上記の活動を行う団体への助成金支給事業や子どもに対する奨学金支給事業、関連する団体への労働者派遣事業						
	(2)の地域創生事業において過疎地の医療を支える仕組みづくりを進めるため労働者派遣事業を実施し、神石高原町立病院等に医療従事者を派遣する。	通年	広島県神石高原町、福山市など	9名	地域住民 不特定多数	
	(2)の地域創生事業において、企業からの寄付金を原資に、子ども支援に取り組む非営利組織を対象とした第2期の公募助成事業を行う。	通年	日本	5名	子ども、一般市民	
減価償却費						0
事業費合計(千円)						5,941,816

2027年度事業計画書

2027年2月1日から2028年1月31日まで
特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン

1 事業実施の方針

ピースウィンズは2025年度、米国トランプ政権の対外援助政策の転換により、イラク事業、国内防災事業などの資金が突如打ち切れ、財務面で大きな困難に直面した。一方で、保護犬・保護猫事業を中心に会費収入は着実に増加し、国内外で10件の災害に出動するなど緊急事態にも積極的に対応した。

2027年度も資金調達には厳しい環境が想定されるが、収支の均衡を実現するとともに、社会課題の解決に積極的に貢献する姿勢を内外に示し、期待と共感を集め続けることが肝要である。コストの無駄を省きつつ、成長性のある事業には重点的に投資するなど、メリハリのある事業運営により注力する必要がある。

海外では、米国資金がストップした影響で、国連機関等からの事業資金の獲得にも引き続き困難が予想される。日本政府のODA資金の先細り傾向も続くなか、米国・韓国・台湾の姉妹団体と連携した新たな資金源の開拓が重要性を増している。今後とも災害や紛争などの緊急事態への積極的な対応を通じてピースウィンズの存在感を示すとともに、既存の枠組みにとらわれない事業の構築が急がれる。

国内の災害支援では、協定締結先の自治体が広がりを見せるなど、ピースウィンズへの期待が確実に高まっている。複数の被災地に同時展開できる体制の構築に向け、他団体やロスター登録メンバーとの連携にもより注力する必要がある。災害医療支援船Power of Changeの整備を進めるとともに、平時活用の取り組みを強化し、外部資金の調達によりロジスティクスの維持コストをまかなう。

犬保護事業では、殺処分が残る四国や九州での保護活動に引き続き注力し、「殺処分ゼロ」を全国に波及させる取り組みを加速させる。犬の収容頭数は着実に減少しているものの、高齢化が著しく、フード代や医療費の増加につながっている。特にシニア期を迎えた犬の譲渡促進に努めるとともに、シェルター内の医療体制の充実を図る。猫保護事業では、保護団体や個人ボランティアを対象とした医療サポートを拡大させるほか、移動手術車を活用し、飼い主がいない猫の繁殖防止に向けた支援の仕組みを構築する。

防災、過疎地医療、産業・地域振興、教育・子ども支援、芸術などの分野でも、課題解決に向け、持続可能な事業モデルの構築に引き続き取り組む。

広報・資金調達面では、引き続きマンスリーサポーターや遺贈寄付の増加のための広告施策を軸に、より安定的な自己財源の確保に努める。インフレが進み、広告市場環境も大きく変化していることから、費用対効果を見きわめ、メリハリをつけて施策を展開する。動画、ホームページ、SNS等のあらゆるチャンネルを通じた情報発信の質を強化し、各事業の成果を広く伝えるとともに、さまざまな課題への関心と団体への信頼を喚起する。

2 事業の実施に関する事項

- (1) 特定非営利活動に係る事業 別表参照
- (2) その他の事業 無し

(1) 特定非営利活動に係る事業 (2027年事業計画)						
事業名	事業内容	実施期間	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
(1)緊急人道支援、及び復興・開発支援(フェアトレード等の収益事業を含む)事業						
	【モンゴル事業】 貧困や親の育児放棄などの事情で、養護施設「ヴェルビストケアセンター(VCC)」に保護され生活している約45人の子どもたちへの支援を継続する。	通年	ウランバートル市	0名	子ども約45人	328
	【アフガニスタン事業】 地震や干ばつなどの自然災害、社会不安や不安定な国際情勢の影響を受け、経済・社会が不安定なアフガニスタンにて、ナンガルハル県での食糧支援と養鶏支援を継続して実施し、緊急および長期的な食糧アクセス改善を図る。	通年	ナンガルハル県	5名	地域住民： 320世帯（ 2,240人）	26,015
	【東ティモール事業】翌年度は、レテフォホ郡・ハトゥリア郡での高品質コーヒー生産支援をさらに拡大し、新規生産者への技術普及と市場アクセス支援を強化する。収穫量の変動を踏まえつつ、品質維持に注力する。また、再移転したカフェは地域文化発信や体験型イベントを通じてブランド価値を高め、国内外からの集客拡大と顧客満足度向上を目指し、東ティモールのコーヒー産業と地域経済の持続的発展に貢献する。	通年	エルメラ県 ディリ市	2名	地域住民； 602世帯（約 4,000人）	31,375
	【フェアトレード事業】海外事業、ワンコ、ニャンコの寄付付き商品の整理と拡充し、オンラインショップの見やすさ、使いやすさのさらなる改善を行う。「東ティモール コーヒー」の検索での常に5位以内を目指し、引き続きSEO対策を行う。	通年	日本	4名	一般市民 不特定多数	145,644
	【南スーダン事業】 洪水や武力衝突、スーダン危機の影響で南スーダンでは避難民が急増し、給水衛生や保健サービスの不足が深刻化している。これを受け、北バハル・エル・ガザル州では脆弱層を対象に衛生環境を改善し、疾病予防とレジリエンス強化を図る。また、中央エクアトリア州のゴロム難民居住地区でも、給水衛生・保健医療支援を通じて難民とホストコミュニティの健康リスク軽減に取り組む。	通年	北バハル・エル・ガザル州 中央エクアトリア州	5名	国内避難民 帰還民 難民 ホストコミュニティ 81,460人	54,799
	【スリランカ事業】 スリランカ国内では過剰な化学肥料や農業の使用で土壌の疲弊や流出が問題となっており、土壌生態系回復および土壌流出に対する取り組みを行っていく。また気候変動による災害に対するレジリエンスを高める取り組みを行う。	通年	トリンコマリ県	5名	地域住民 1,000世帯	35,128
	【ケニア事業】 トゥルカナ郡およびガリッサ郡において、真に支援を必要とする層に絞った水衛生・シェルター・ロジスティクス分野の難民支援を継続する。現地政府や国連、民間セクター等との連携を深め、難民とホスト社会の自立発展および統合を推進する。また、既存事業に感染症対策、農業、生計向上、ジェンダー視点を加えた包括的支援を行うべく、新たな資金獲得を目指す。さらに、気候変動に伴う自然災害等の緊急事態に即応できる体制・能力構築にも注力する。	通年	ガリッサ郡 トゥルカナ郡	6名	難民および地域住民約79万人	609,805

(1) 特定非営利活動に係る事業 (2027年事業計画)						
事業名	事業内容	実施期間	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
	<p>【ミャンマー事業】</p> <p>紛争による人道危機の悪化を見据え、緊急支援と共に避難民や住民の自立を支援する。食料・物資配付、給水衛生、農業、心理的ケア、保健分野の事業を行う。</p> <p>また、タイのキャンプ内外のミャンマー避難民へも人道支援を実施。特に国境周辺の脆弱層に対し、保護、教育、食料、衛生など多分野で支援を届ける。</p>	通年	ミャンマー/タイ各地	9名	避難民・ホストコミュニティ120,000人(約)	664,570
	<p>【パレスチナ事業】</p> <p>2023年10月7日以降、深刻な物資不足や水・衛生環境の悪化に直面しているガザ地区の人びとを対象に、食料、生活必需品の配付、および安全な飲料水の確保や衛生環境の改善を目的とした水・衛生支援を実施する。また、脱炭素技術(太陽光パネル、蓄電池など)の導入による教育環境の改善、教育機会と活動の拡充ならびに質の向上を目指した教育支援を実施する。</p>	通年	ガザ地区	5名	地域住民：21,200世帯(127,200人) 生徒および職員：1,844人	226,730
	<p>【ウガンダ事業】</p> <p>西部チェゲグワ県チャカII難民居住地区では、難民とホストコミュニティへの農業支援が集大成を迎える。整備済みの拠点を活用し、管理組織が継続的に農業育成を担う体制を構築。農業組合と連携して生産・販売を活性化させ、生計拡大と食料不足の緩和を実現する。また、GBV支援の一環として、女性による縫製品の品質管理や販売技術向上への支援も継続する。</p>	通年	アジュマニ県、 ユンベ県、マ ディオコロ県、 チェゲグワ県、 イシンジロ県	5名	難民&ホスト コミュニティ 131,708人	217,867
	<p>【バングラデシュ事業】</p> <p>ロヒンギャ難民約100万人を抱えるコックスバザール県にて、難民とホストコミュニティへ保健医療・衛生支援を行う。地域保健人材を通じた健康増進・感染予防を推進し、ソーラーライト設置により夜間の安全確保と保健サービスへのアクセス改善を図る。</p>	通年	コックスバザール県	5名	難民及びホスト コミュニティ 14,651人	29,518
	<p>【モザンビーク事業】</p> <p>前年度から継続し、モザンビーク北部のカーボデルガード州ペンバ市で、保健センターの初期救急診療拠点の整備と救急診療体制の強化により市の救急医療体制ならびに地域住民の医療アクセスの改善に取り組む。また、サイクロンをはじめとする自然災害被災の緊急支援や紛争による避難民を対象とした人道支援とレジリエンス強化を行う。</p>	通年	カーボ・デル ガード州	5名	国内避難民お よび地域住民 83,091人	52,984
	<p>【パラオ事業】</p> <p>医療人材不足の解消に向け、現地の人材育成や日本人医師の派遣・遠隔支援スキームを確立する。また、食生活改善のため多層的な野菜栽培支援を行い、健康食へのアクセスを向上させる。保有船舶については、国内定期便に加え国内外のニーズに応じた多目的利用により、安定的な運営資金を確保する。さらに、各国政府や国連との連携を強化し、大洋州全体の発展に寄与する。</p>	通年	パラオ国全土	15名	パラオ国人口 約18,000人	182,189

(1) 特定非営利活動に係る事業 (2027年事業計画)						
事業名	事業内容	実施期間	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
	<p>【ウクライナ事業】 不安定な情勢下の高齢者や障害者など国内避難民へ、避難所の環境改善や保護支援を行い、尊厳ある生活を支える。戦争による人材不足解消に向け、退役者や遺族、若者へ実践的な職業訓練を実施。あわせて終戦後を見据え、復興に不可欠なインフラ・エネルギー分野で、現地進出を目指す日本企業を後押しする。</p>	通年	キーウ州 チェルニヒウ州 ジトームル州 ドニプロペトロ ウスク州	9名	国内避難民 地域住民 約50,000人	105,658
	<p>【ブルキナファソ事業】 B型肝炎患者支援の一環で、B型肝炎患者の受検、受診、受療を目指した啓発および検査体制支援として肝炎支援者への研修を行う。</p>	通年	ワガドゥグー、 ボボディウラッ ソ	3名	B型肝炎フォ ローアップ患 者数2200人	0
	<p>【米国：ハワイ事業】 2023年8月にマウイ島で発生した大規模火災の地元コミュニティと連携しハワイの水問題に取り組む。</p>	通年	ハワイ州マウイ 島	1名	コミュニティ 368名	77,970
	<p>【台湾事業】 地震や洪水など自然災害の多いコミュニティに対し、支援や能力強化を継続することにより、地震や水害などの災害に強い社会を構築を目指す。</p>	通年	花蓮県ほか	2名	被災コミュニ ティ	6,101
	<p>【東日本大震災被災者支援】 宮城県南三陸町の交流拠点（晴谷驛）の地元団体への貸し出しを継続し、高齢者支援をサポートする。</p>	通年	宮城県 南三陸町	1名	福島県の被災 者・一般市民 南三陸町民	7,695
	<p>【能登半島地震被災者支援】 能登半島地震で被災した珠洲市にて、市の委託を受け、看護師らによる健康相談や要配慮者の見守り活動を継続する。また、住民交流や遊びの拠点「すずっこひろば」の運営を続け、市内外の団体と協力し各種イベントを開催する。</p>	通年	石川県珠洲市な ど	8名	被災者 一般市民	48,284
	<p>【空飛ぶ捜索医療団(ARROWS)事業】 大災害に備え、フィールドホスピタルや医療支援船を用いた訓練を継続し、即応体制を維持する。公的機関の訓練にも参加し、連携構築と広報を推進する。 新たな隊員制度のもと訓練プログラムを拡充し、大規模支援を支える体制整備と資金調達を強化する。また、自治体との協定に基づき、防災イベントや研修を通じて地域防災力を強化し、災害に強いコミュニティづくりを支援する。さらに、近隣諸国との知見共有も見据え活動を展開する。</p>	通年	広島県神石高原 町 高知県 徳島県 倉敷市 東京都 北海道7町村 沖縄県3市 被災地 など	50名	被災者 一般市民 医療従事者 介護従事者 災害対応従事 者	213,776
	<p>【新規事業】 国内外で発生する紛争、地震・津波などの自然災害に対応し、捜索・救助や医療支援、物資配布などの緊急支援に取り組む。</p>	通年	被災地	発災規 模によ り変動	被災者 一般市民	18,720
	<p>【その他の支援】 上記の複数事業に関わる共通経費</p>	通年	-	共通	-	87,667
(2) まちづくりを推進し、地域社会の活力を高める事業や、環境保全・防災等に船を活用するための船舶管理事業						
	<p>【地域創生事業】 神石高原町にて、特産品販売店「マルクトプラッツ」の運営委託等を通じ、神石高原ティアガルテンへの支援を継続する。また、ネパールの農業生産者を同町に招き、技術指導研修を実施する。</p>	通年	広島県神石高原 町、ネパール	6名	地域住民 不特定多数	40,648

(1) 特定非営利活動に係る事業 (2027年事業計画)						
事業名	事業内容	実施期間	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
	<p>【佐賀事業】</p> <p>伝統工芸の振興支援事業「ピースクラフツSAGA」では、工芸事業者を対象とした助成事業や常設ショップでの委託販売などに引き続き取り組む。ふるさと納税の返礼品を工芸以外の佐賀の特産品にも拡大し、寄付の増加を通じて支援の拡充を図る。</p>	通年	佐賀県	4名	地域住民 不特定多数	45,240
	<p>【現代アート事業】</p> <p>愛媛県上島町の豊島や、沖縄の石垣島などを舞台に、アーティストやキュレーター、音楽家と連携したプロジェクトや、選抜した若手のアーティストを対象としたスカラシップ事業を継続する。また、収蔵する現代アートの図書・資料のオンライン公開に向けてデータベースを構築する。</p> <p>NPO法人現代アートプラットフォームと協力し、引き続き豊島で、ゲルハルト・リヒター作品「14枚のガラス／豊島」を期間限定で一般公開する。</p>	通年	愛媛県上島町 沖縄県石垣市 など	3名	一般市民	62,016
	<p>【教育事業（ピースワラベ）】</p> <p>児童養護施設で暮らす子どもたちの教育・体験格差の解消を目的に、大学生・社会人サポーターが1年間伴走するJUMPを軸に、国内外研修プログラムSIAで異文化体験とリーダーシップ育成、継続的メンタリングを実施し、併せて被災地の子どもへ体験型イベント等の災害子ども支援を行う。</p>	通年	日本、韓国	3名	児童養護施設に通う子ども、離島の子ども、大学生	88,430
	<p>【海士町事業】</p> <p>町と連携した災害支援拠点の整備を推進する。「あままる基金」による地元支援やイベント協力を継続し、未利用魚を活用したペットフード製造支援、医療・観光分野での地域貢献にも取り組んでいく。</p>	通年	島根県海士町	5名	地域住民 不特定多数	46,395
	<p>【船舶管理事業】</p> <p>環境保全、防災等を目的とした調査事業に外部企業と連携して参加し、船舶管理業務を担う。</p>	通年	日本周辺	12名	一般市民	29,328
	<p>【地域医療事業】</p> <p>広島県神石高原町の各医療機関へ医師・看護師を派遣し、人材不足を解消する。あわせて地元団体の訪問看護等を実務・会計面で支援。平時の医療で得た知見を活かし、災害時に即応できる医療・福祉連携を構築する。健康講座や防災訓練を通じ、住民の共助と地域の防災力を一体的に高めていく。</p>	通年	広島県神石高原町など	4名	地域住民 不特定多数	4,649
(3) 人と動物の共生をめざす動物愛護事業						
	<p>【犬保護事業】</p> <p>広島県や徳島県での「殺処分ゼロ」を維持しつつ、他県でも自治体や団体との連携を深め、保護・譲渡のノウハウを全国へ波及させる。譲渡促進により収容頭数を適正化して飼育環境を整えとともに、専門人材の育成を通じて高齢犬の生活の質を向上させる。また、情報発信で保護犬の魅力を広め、受刑者によるプログラムでは刑務所内での本格的な飼育開始を支援する。</p>	通年	日本	185名	一般市民	1,770,691

(1) 特定非営利活動に係る事業 (2027年事業計画)						
事業名	事業内容	実施期間	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
	<p>【保護猫支援事業】 保護猫の譲渡促進と殺処分ゼロを目指し、保護活動団体やボランティアへの支援に取り組む。具体的には、保護猫の医療費支援を通じて譲渡を円滑にする仕組みを構築し、譲渡会などのイベントを開催する。また、西東京市や佐賀県の行政、獣医師会と連携して高齢者のペット飼育に伴う社会課題の解決を図る。さらに、手術車を活用した避妊去勢手術を推進し、飼い主のいない猫の繁殖防止支援体制を確立する。</p>	通年	東京都西東京市、佐賀県など	5名	一般市民	128,137
	<p>【馬保護事業】 福島県で活動するNPO法人相馬救援隊と連携し、保護した引退競走馬に質の高い訓練を施す。乗馬体験イベントなどを通じ、馬たちの活躍の場を広げる活動を継続する。</p>	通年	福島県浪江町	1名	一般市民	7,822
(4) 社会のさまざまな制度やシステム、ロジスティックスに関する調査研究・改善事業						
	<p>【連携構築事業】 国内外における支援事業の展開に加え、NGOの活動基盤を強化するための仕組みづくりや改善に努める。航空機や船舶を含め、ロジ能力の強化を図るとともに、PWA、PWK、JPF、SEMA、A-PADなどの関連団体・企業との連携を重視し、事業計画の策定、人材交流、資金調達面の相互協力などを、組織の枠を超えて検討する。シンクタンクとの連携による政策提言等にも力を入れる。</p>	通年	日本	30名	一般市民	464,847
(5) 活動に関連する情報の発信及びアドボカシー事業						
(6) 前号の各事業を行うための資金調達事業						
	<p>定期刊行物を継続しつつ、メルマガ・SNS会員計100万人超への発信を最適化し、支援者との交流と新規獲得を強化する。オンライン施策に加え、F2Fや電話、イベントを通じた直接的な接点創出に注力。YouTube等の体制も刷新し、広報の多角化と効率化を図る。また、丁寧な報告により既存支援者の退会防止と関係維持に努める。</p> <p>資金調達では、寄付会員10万人以上の獲得による事業の安定化を目指す。企業版ふるさと納税や遺贈寄付の開拓を進めて財源を多様化し、特にARROWS事業と連動した企業連携や高額寄付の案件形成を推進する。</p> <p>ピースワンコ事業は、従来のもふるさと納税を主柱としつつ、遺贈や企業版ふるさと納税の募集を強化。全支援者のニーズに応じたきめ細かな対話を通じてエンゲージメントを高める。</p> <p>年3回のDM送付に加え、緊急時にはネット募金を活用。誹謗中傷対策も継続する。新規のピースワンコ・ピースワラベ事業の会員募集を加速し、早期の事業安定化を図る。</p>	通年	日本	40名	一般市民 不特定多数	188,123

(1) 特定非営利活動に係る事業 (2027年事業計画)						
事業名	事業内容	実施期間	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
(7) 上記の活動を行う団体への助成金支給事業や子どもに対する奨学金支給事業、関連する団体への労働者派遣事業						
	(2) の地域創生事業において過疎地の医療を支える仕組みづくりを進めるため労働者派遣事業を実施し、神石高原町立病院等に医療従事者を派遣する。	通年	広島県神石高原町、福山市など	9名	地域住民 不特定多数	
	(2) の地域創生事業において、企業からの寄付金を原資に、子ども支援に取り組む非営利組織を対象とした第4期の公募助成事業を行う。	通年	日本	5名	子ども、一般市民	

	減価償却費	0
	事業費合計(千円)	5,719,149

活動予算書

2026年(令和7年)2月1日 ~ 2027年(令和8年)1月31日

特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	1,560,000	
賛助会員受取会費	695,000	
ピースサポーター	60,000,000	
ワンだふるサポーター	1,461,000,000	
ワンだふるファミリー	99,600,000	
ARROWSサポーター	60,000,000	
ピースキャンコサポーター会費	141,600,000	
その他受取会費	2,654,900	1,827,109,900
2. 受取寄付金		
受取一般寄付金	64,600,000	
受取特定目的寄付金	1,150,358,308	
物品・現物等寄付収入	1,937,498	1,216,895,806
3. 受取助成金等		
NPO活動支援交付金	581,014,500	
受取民間助成金	670,621,454	
受取補助金	898,224,316	
国連等補助金	681,244,288	2,831,104,558
4. 事業収益		
フェアトレード事業収益等その他売上	135,194,400	
業務委託	122,122,204	
その他事業収益	209,838,780	467,155,384
5. その他収益		
受取利息	100,000	
雑収益	8,929,440	9,029,440
経常収益計		6,351,295,088
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料	1,176,760,135	
賃金	89,360,000	
法定福利費	169,776,660	
福利厚生費	11,600,736	
退職給付金	1,704,000	
海外現地スタッフ人件費	156,213,788	
人件費計	1,605,415,319	
(2) その他経費		
直接事業費	2,245,401,187	
交付助成金	41,000,000	
仕入高	93,634,200	
地代家賃	203,410,703	
事務所維持費	114,579,424	
水道光熱費	65,619,651	
リース料	102,018,012	
車両レンタル	36,334,726	
通信費	23,256,353	
旅費交通費(海外)	120,248,104	
旅費交通費(国内)	107,502,115	
広報啓発活動費	346,427,628	
外注費	283,390,520	
手数料	82,397,237	
ふるさと納税お礼関連費用	21,540,000	
寄付金	29,650,000	
減価償却費	111,915,993	
その他の費目	308,075,130	
その他経費計	4,336,400,983	
事業費計		5,941,816,302

活動予算書

2026年(令和7年)2月1日 ~ 2027年(令和8年)1月31日

特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン

(単位:円)

科 目	金 額		
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	100,000		
給料	93,960,300		
賃金	4,471,200		
法定福利費	52,050,072		
福利厚生費	3,608,000		
退職金	14,800,000		
人件費計	168,989,572		
(2) その他経費			
地代家賃	19,620,000		
事務所維持費	840,000		
水道光熱費	4,512,000		
リース料	2,457,240		
通信費	2,436,000		
旅費交通費(海外)	365,400		
旅費交通費(国内)	2,565,000		
外注費	15,960,000		
手数料	3,840,000		
減価償却費	4,000,000		
その他の費目	54,919,100		
その他経費計	111,514,740		
管理費計		280,504,312	
経常費用計			6,222,320,614
当期経常増減額			128,974,474
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
支払利息		119,981,604	
経常外費用計			119,981,604
税引前当期正味財産増減額			8,992,870
法人税、住民税及び事業税			1,200,000
当期正味財産増減額			7,792,870
前期繰越正味財産額(暫定)			66,642,796
次期繰越正味財産額			74,435,666

活動予算書

2027年(令和8年)2月1日 ~ 2028年(令和9年)1月31日

特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	1,560,000	
賛助会員受取会費	695,000	
ピースサポーター	66,000,000	
ワンだふるサポーター	1,607,100,000	
ワンだふるファミリー	109,560,000	
ARROWSサポーター	66,000,000	
ピースキャンコサポーター会費	184,080,000	
その他受取会費	2,389,410	2,037,384,410
2. 受取寄付金		
受取一般寄付金	64,600,000	
受取特定目的寄付金	1,127,351,142	
物品・現物等寄付収入	1,743,748	1,193,694,890
3. 受取助成金等		
NPO活動支援交付金	610,065,225	
受取民間助成金	603,559,309	
受取補助金	808,401,884	
国連等補助金	544,995,430	2,567,021,848
4. 事業収益		
フェアトレード事業収益等その他売上	148,713,840	
業務委託	124,564,648	
その他事業収益	125,903,268	399,181,756
5. その他収益		
受取利息	100,000	
雑収益	10,268,856	10,368,856
経常収益計		6,207,651,760
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料	1,141,457,331	
賃金	91,147,200	
法定福利費	164,683,360	
福利厚生費	12,296,780	
退職給付金	2,044,800	
海外現地スタッフ人件費	165,706,251	
人件費計	1,577,335,722	
(2) その他経費		
直接事業費	2,133,131,128	
交付助成金	41,000,000	
仕入高	56,180,520	
地代家賃	207,478,917	
事務所維持費	103,121,482	
水道光熱費	66,932,044	
リース料	102,018,012	
車両レンタル	18,167,363	
通信費	23,721,480	
旅費交通費(海外)	72,148,862	
旅費交通費(国内)	118,252,327	
広報啓発活動費	336,034,799	
外注費	306,061,762	
手数料	90,636,961	
ふるさと納税お礼関連費用	22,617,000	
寄付金	20,755,000	
減価償却費	123,107,592	
その他の費目	300,448,329	
その他経費計	4,141,813,578	
事業費計		5,719,149,300

活動予算書

2027年(令和8年)2月1日 ~ 2028年(令和9年)1月31日

特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン

(単位:円)

科 目	金 額	
2.管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	100,000	
給料	93,960,300	
貸金	4,471,200	
法定福利費	52,050,072	
福利厚生費	3,608,000	
退職金	14,800,000	
人件費計	168,989,572	
(2) その他経費		
地代家賃	19,620,000	
事務所維持費	840,000	
水道光熱費	4,512,000	
リース料	2,457,240	
通信費	2,436,000	
旅費交通費(海外)	365,400	
旅費交通費(国内)	2,565,000	
外注費	15,960,000	
手数料	3,840,000	
減価償却費	4,000,000	
その他の費目	54,919,100	
その他経費計	111,514,740	
管理費計		280,504,312
経常費用計		5,999,653,612
当期経常増減額		207,998,148
Ⅲ 経常外収益		
経常外収益計		0
Ⅳ 経常外費用		
支払利息		95,334,133
経常外費用計		95,334,133
税引前当期正味財産増減額		112,664,015
法人税、住民税及び事業税		1,200,000
当期正味財産増減額		111,464,015
前期繰越正味財産額(暫定)		74,435,666
次期繰越正味財産額		185,899,681

}